

図研エルミック株式会社 定款

2022年6月24日 改定

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、図研エルミック株式会社と称し、英文では ZUKEN ELMIC, INC.と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータ周辺機器装置及び関連ソフトウェアの仕入・販売・リース・製造及び開発業務
- (2) コンピュータ情報機器及びオフィスオートメーション、ファクトリーオートメーション機器の仕入・販売・リース・製造及び開発業務
- (3) 情報・通信システムならびに応用システムの企画・開発・製造・販売ならびに輸出入
- (4) 自動制御電子機器の開発・製造・販売
- (5) データ通信サービスの提供業務
- (6) 集積回路、基板の設計、開発、製造ならびに販売
- (7) 工業所有権・著作権及び情報システムに関するノウハウの実施許諾
- (8) 損害保険代理業・生命保険の募集に関する業務
- (9) 情報処理技術者の派遣
- (10) コンピュータによるデータ処理の受託
- (11) コンピュータシステムに関する教育及び実務指導
- (12) 家庭用電化製品の卸・小売販売
- (13) 電子部品ならびに電子応用機器の卸・小売販売
- (14) インターネット、携帯電話等の通信ネットワークを利用した通信販売及び小売販売
- (15) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときには、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、21,200,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の要件)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第16条 当社に取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内を置く。

2. 当社に監査等委員である取締役は、4名以内を置く。

(取締役の選任)

第17条 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第18条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役の業務執行）

第20条 取締役社長は、当会社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

（取締役会）

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。
3. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（監査等委員会）

第22条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

（取締役会の決議の省略）

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役の報酬等）

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 会計監査人の責任

（会計監査人の責任免除）

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第29条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第30条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第31条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第38回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 定款第13条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。